

津山圏域クリーンセンター建設工事暴力団等排除対策協議会
規 約

(名称)

第1条 この会は、「津山圏域クリーンセンター建設工事暴力団等排除対策協議会」(以下「対策協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この対策協議会は、「津山圏域資源循環施設組合建設工事等暴力団排除対策措置要綱」第9条の規定に基づき、津山圏域クリーンセンター建設工事(以下「工事」という。)に従事する工事関係者と関係行政機関相互の連絡調整、その他必要な措置を講じることにより、工事に対する暴力団等の不当な介入を排除し、工事の適切な執行を確保することを目的に設置する。

(所掌事項)

第3条 対策協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を所掌する。

- (1) 工事に対する不当介入に係る情報収集及び工事関係者と関係行政機関との連絡調整
- (2) 暴力団等対応要領の研修

(会員)

第4条 対策協議会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 工事に携わる元請及び下請等の関係事業者(以下「関係事業者」という。)の代表者
 - (2) 津山圏域資源循環施設組合(以下「組合」という。)副管理者(津山市副市長)及び事務局長
 - (3) 組合が委託した工事監理の受託者(以下「工事監理者」という。)の代表者
- 2 下請の関係事業者の代表者は、工事下請負契約締結の時点をもって対策協議会に入会したものとみなし、契約に基づく完工検査の合格又は契約解除等による契約の終了時点をもって対策協議会を脱会したものとみなす。

(会員の責務)

第5条 関係事業者は、新たに下請け契約を締結しようとするときは、事前にその業者の代表者の氏名及び連絡先を事務局長に連絡するものとする。

2 会員は、暴力団等から不当介入があったときは、直ちに事務局長に連絡しなければならない。

(役員等)

第6条 対策協議会に役員として、会長、副会長及び顧問を置く。

- 2 会長は、工事に携わる元請の責任者をもって充てる。
- 3 副会長は、組合副管理者（津山市副市長）をもって充てる。
- 4 顧問は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 津山警察署長
- (2) 岡山県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課長
- (3) 公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター専務理事
- (4) 岡山弁護士会 民事介入暴力・非弁護士行為等取締委員会委員長

(事務局)

第7条 対策協議会の事務を補佐するため事務局を置く。

事務局は、組合に置き、事務局長は組合施設課長をもって充て、事務局員は元請の現場代理人、工事監理者の総括責任者、組合総務課長、総務課主幹（契約担当）、施設課参事をもって充てる。

- 2 事務局を補佐するため事務局補佐員を置き、岡山県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課暴力団排除対策官（以下「暴力団排除対策官」という。）、津山警察署刑事第二課長、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター津山連絡所暴力追放相談委員をもって充てる。
- 3 事務局長は、第5条第2項の規定による会員からの連絡を受けたときは、直ちに事務局員及び事務局補佐員に連絡しなければならない。
- 4 事務局補佐員のうち、暴力団排除対策官及び津山警察署刑事第二課長は、緊急を要する事案と判断した場合は、事務局員及び他の事務局補佐員に現場臨場を要請するとともに警察官を出動させるものとする。

(解散)

第8条 対策協議会は、組合との元請負契約に基づく完工検査の合格又は契約解除等による当該契約の終了をもって解散する。ただし、当該契約の終了後も対策協議会の存置が必要と認められる場合はこの限りでない。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、会長、副会長が協議のうえ、別途定める。

附 則

この規約は、平成25年6月20日から施行する。